

BTMU CHINA WEEKLY

JANUARY 10TH 2018

〔年頭ご挨拶〕

平素より三菱東京 UFJ 銀行をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。
年頭にあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

2017 年は、5 年に一度の中国共産党大会の開催を経て習近平国家主席の第 2 期政権が始動し、中国経済は堅調に推移して目標の 6.5%を上回る 6.8 %前後の成長が見込まれます。AI やビッグデータが牽引する IT の発展に伴い世界経済のパラダイムシフトが起こるなか、中国ではライドシェア、民泊を始めとするシェアリングエコノミーの飛躍的な興隆、多様化した電子決済システムの急速な普及など、イノベーションの一段の進化が見られました。また、中国政府は環境保護対策にも本格的に取り組み、環境汚染の取り締まりを強化したほか、自動車産業においてもその一環として 2019 年から新エネルギー車の生産・販売を一定割合で義務付ける NEV 規制の導入を決定するなど、持続的な成長を視野に入れた各種政策が実行に移された一年でもありました。

2018 年は、改革開放 40 周年の節目となる年で、2020 年の小康社会(ややゆとりのある社会)実現を睨んだ重要な年でもあり、安定成長と構造改革に向けた各種政策の舵取りが注目されます。日本企業の対中投資は昨年より回復の兆しが見られ、各種アンケート調査でも日本企業の中国ビジネスに対するセンチメントが好転しています。個人消費・サービス業主導への構造転換に伴う中国市場のさらなる拡大、環境規制の一段の厳格化、また、中国から欧州に至る「一帯一路」経済圏構想に対し日本政府が民間企業間の協力支援の方針を示すなど、こうした今後の投資環境の変化は日本企業のビジネス・チャンスのさらなる拡大に繋がるものと期待されます。

斯かるなか、昨年 5 月、弊行は中国現地法人の三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司傘下に杭州支店を開設し、サービス拡充を図って参りました。また、昨年 12 月の日本企業による中国本土における人民元建て債券発行の解禁を受け、中国当局より「パンダ債」発行の認可を取得し、お客様の多様な資金調達ニーズに機動的に対応出来る体制も整えております。

本邦に於いては中国をはじめアジア、欧米の最新情報のメール配信、各種セミナーの開催等により、貴社のグローバルビジネスにおける戦略策定にお役に立つ情報のご提供に努めております。邦銀随一の歴史とグローバルネットワークを有する弊行並びに弊行グループを今後も一層ご活用頂ければ幸いです。内外拠点一体となってお客様のビジネスをご支援申し上げて参ります。

本年も何卒宜しく願い申し上げます。

三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部長
青池 慶介

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 12月製造業PMI指数 17ヶ月連続で景況分岐点50を上回る

【産 業】

- 新エネルギー車の購入税免税措置 2020年まで延長

【貿易・投資】

- 商務部 2018年の主要活動方針 消費の高度化促進など

【金融・為替】

- 12月の外貨準備高 11ヶ月連続で増加
- 個人銀行カードによる海外での現金引き出し さらなる管理強化

■ RMB REVIEW

- 6.45 近辺では上値の重い展開か

■ EXPERT VIEW

- 新反不正当竞争法と商業賄賂の認定

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆12月製造業PMI指数 17ヶ月連続で景況分岐点50を上回る

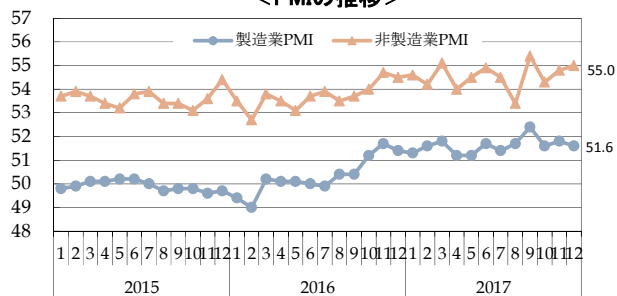
国家統計局、中国物流購買連合会の12月31日の発表によると、12月の製造業PMI指数は前月比▲0.2ポイントの51.6と若干下落したものの、17ヶ月連続で景況感の分岐点となる50を上回り、2017年通年の平均水準を維持した。同局は、2017年の平均値が前年の平均値を1.3ポイント上回ったことから、製造業の経営活動が安定した拡大傾向にあることがより鮮明に示されたとした。

主要項目別では、生産高指数が前月比▲0.3ポイントの54.0、新規受注指数が同▲0.2ポイントの53.4と下落した一方、輸入指数は+0.2ポイントの51.2、新規輸出受注指数は同+1.1ポイントの51.9と上昇した。また、原材料購買価格指数が同+2.4ポイントの62.2と上昇したことについて、石油加工業、化学原料・製品製造業等で価格上昇が著しいとし、エネルギー・原材料の需給逼迫や輸送コスト上昇の影響を受けたものと説明した。

その他、今後の景況感動向を示す生産経営活動期待指数は前月比+0.8ポイントの58.7と、2ヶ月連続で改善した。

なお、12月の非製造業PMI指数は前月比+0.2ポイントの55.0となった。うち、サービス業は同▲0.2ポイントの53.4、建築業は同+2.5ポイントの63.9となった。

<PMIの推移>



(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

<製造業PMI指数の主要項目の推移>

		製造業 PMI 指数	生産高 指数	新規 受注 指数	新規輸出 受注指数	原材料 購買価格 指数	輸入 指数	雇用 指数	生産経営 活動期待 指数
2016年	1月	49.4	51.4	49.5	46.9	45.1	46.4	47.8	51.3
	2月	49.0	50.2	48.6	47.4	50.2	45.8	47.6	53.3
	3月	50.2	52.3	51.4	50.2	55.3	50.1	48.1	54.8
	4月	50.1	52.2	51.0	50.1	57.6	49.5	47.8	55.0
	5月	50.1	52.3	50.7	50.0	55.3	49.6	48.2	55.1
	6月	50.0	52.5	50.5	49.6	51.3	49.1	47.9	55.2
	7月	49.9	52.1	50.4	49.0	54.6	49.3	48.2	55.8
	8月	50.4	52.6	51.3	49.7	57.2	49.5	48.4	56.4
	9月	50.4	52.8	50.9	50.1	57.5	50.4	48.6	57.3
	10月	51.2	53.3	52.8	49.2	62.6	49.9	48.8	58.2
	11月	51.7	53.9	53.2	50.3	68.3	50.6	49.2	59.0
	12月	51.4	53.3	53.2	50.1	69.6	50.3	48.9	58.2
2017年	1月	51.3	53.1	52.8	50.3	64.5	50.7	49.2	58.5
	2月	51.6	53.7	53.0	50.8	64.2	51.2	49.7	60.0
	3月	51.8	54.2	53.3	51.0	59.3	50.5	50.0	58.3
	4月	51.2	53.8	52.3	50.6	51.8	50.2	49.2	56.6
	5月	51.2	53.4	52.3	50.7	49.5	50.0	49.4	56.8
	6月	51.7	54.4	53.1	52.0	50.4	51.2	49.0	58.7
	7月	51.4	53.5	52.8	50.9	57.9	51.1	49.2	59.1
	8月	51.7	54.1	53.1	50.4	65.3	51.4	49.1	59.5
	9月	52.4	54.7	54.8	51.3	68.4	51.1	49.0	59.4
	10月	51.6	53.4	52.9	50.1	63.4	50.3	49.0	57.0
	11月	51.8	54.3	53.6	50.8	59.8	51.0	48.8	57.9
	12月	51.6	54.0	53.4	51.9	62.2	51.2	48.5	58.7

(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

(注) 生産経営活動期待指数は2017年1月より統計方法が変更され、過去のデータが修正された。

【産業】**◆新エネルギー車の購入税免税措置 2020 年まで延長**

財政部、税務総局、工業情報化部、科学技術部の 4 部門は 12 月 26 日、「新エネルギー車車両購入税免除に関する公告」(2017 年第 172 号)を発表し、中国国内で販売される新エネルギー車に対する車両購入税(税率: 10%)の免税措置の実施期限を 2020 年末まで延長するとした。本措置は、省エネ・排出削減の促進、内需の拡大、新たな成長産業の育成を狙いとして、2014 年 9 月 1 日から 2017 年末までを期限として実施されていたが、今回の発表で 3 年間延長されることとなった。

免税となる新エネルギー車は、電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車の 3 種類で、海外からの輸入車も含む。具体的には「車両購入税を免除する新エネルギー車車種目録」(以下「目録」)に登録されたものが対象で、2017 年 12 月 31 日までに当該「目録」に登録された車種については、引き続きこの措置を受けられる。一方、2018 年 1 月 1 日以降新たに登録するものについては、乗用車の航続距離が電気自動車で「 $\geq 100\text{km}$ (旧基準: $\geq 80\text{km}$)」、燃料電池車で「 $\geq 300\text{km}$ (同: $\geq 150\text{km}$)」の条件を満たすこと、またバッテリーやモーター等の品質保証期間を、乗用車の場合 8 年または走行 12 万 km(同: 5 年または 10 万 km)以上とすることなど、一部登録要件が厳しくなった。

なお、1,600cc 以下の小型車に対して設けられていた購入税の減税措置は 2017 年末を以って終了し、2018 年 1 月 1 日から法定税率の 10%が適用開始となった。

【貿易・投資】**◆商務部 2018 年の主要活動方針 消費の高度化促進など**

昨年 12 月の中央経済工作会议における 2018 年の経済運営方針の決定を受け、商務部は昨年 12 月 25 日、全国商務工作会议を開催し、2018 年の主要活動方針と今後 5 年間の重点業務を決定した。

2018 年の主要活動方針については、消費の高度化の促進、対外貿易の安定成長の維持、外資の更なる活用、対外投資の秩序ある発展、「一帯一路」地域との経済貿易協力の強化、第 1 回中国国際輸入博覧会の開催などを挙げた。

外資の活用については、自由貿易試験区の改革の継続、市場参入規制の大幅な削減、外資企業の投資と経営環境の安定化、全国の各種開発区の革新推進、中西部・東北部への外資誘致の規模拡大・質的向上などを挙げた。

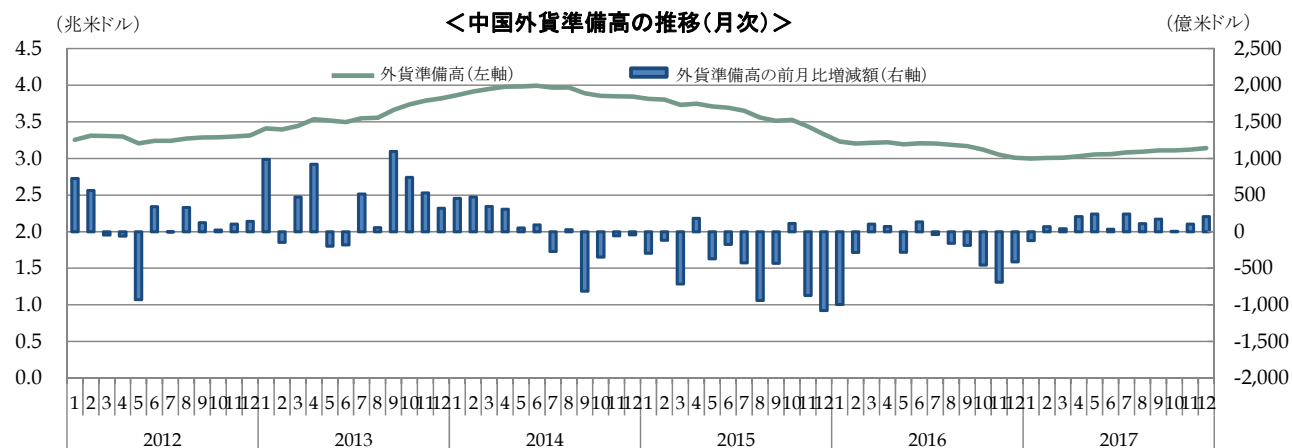
また、今後 5 年間の重点業務については、①経済に対する消費の牽引力の増強、②輸出産業の新たな競争優位性の構築、③対内・対外直接投資の質の向上、④対外開放区域の戦略の向上、⑤新型国際経済貿易関係の構築、⑥国民生活向上に資する商務サービスの提供の 6 つに取り組む方針を明らかにした。

【金融・為替】

◆12月の外貨準備高 11ヶ月連続で増加

中国人民銀行の7日の発表によると、12月の外貨準備高は前月比+207億米ドルの3兆1,399億米ドルと、11ヶ月連続で前月末を上回った。また前年末比では1,294億ドルの増加となった。

国家外貨管理局は、12月の外貨準備高の増加は、米ドルに対するその他通貨の上昇により、資産の米ドル換算額が増加したことが要因とし、外貨準備高は2017年を通じて安定的に推移したと指摘した。また2018年については、世界経済の穏やかな回復が続く中、国際収支の安定とともに外貨準備も安定推移が見込まれるとした。



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

◆個人銀行カードによる海外での現金引き出し さらなる管理強化

国家外貨管理局は昨年12月30日、「銀行カードの域外における大口現金引き出し取引の規範化についての通知」(匯発[2017]29号)を発表、2018年1月1日より個人の銀行カードによる海外での現金引き出し管理を強化することを明らかにした。

具体的には、従来カード1枚につき海外での現金引き出しの年間上限額を10万元としていたが、1月1日より、1人につき所有する全ての銀行カードによる海外での現金引き出しの合計年間上限額を10万元とした。また、上限回避のための他人へのカード貸与を禁止し、年間限度額を超過した場合、当年度と翌年度の海外での現金引き出しを不可とする罰則を設けた。

外貨管理局は今回の管理強化の背景について、一部個人の複数の銀行カードによる多額の現金引き出しが散見されたため、マネーロンダリングやテロ活動への資金提供、国際的な脱税の防止に向けて対応するものと説明している。

なお、個人の銀行カードの海外利用を巡っては、2015年10月に現金引き出しの年間上限額を設定^(注1)、2017年9月に現金引き出しや店頭消費の取引明細を銀行が当局へ報告することを義務付けるなど^(注2)、当局は監視を強めてきた。

(注1) 弊誌2015年10月7日号「Digest」記事をご参照ください。

<http://www.bk.mufig.jp/report/inschiweek/415100701.pdf>

(注2) 弊誌2017年6月14日号「Digest」記事をご参照ください。

<http://www.bk.mufig.jp/report/inschiweek/417061401.pdf>

RMB REVIEW

◆6.45 近辺では上値の重い展開か

週初(1/2) オンショア人民元相場(以下、人民元)は、6.5030 で寄り付いた。中国人民銀行(以下、PBOC)が対ドル基準値を元高に設定したことに加え、ドル売りも相まって、2日に人民元は約4ヶ月ぶりに6.50台を上抜けた。週央にかけて6.50台まで下落する場面もみられたが、5日に再度PBOCが基準値を元高に設定したことや、ドル売りを受けて高値6.4788まで上昇した。

来週もドル安に支えられ、対ドルで人民元は上昇していくと考えられる。ただし、9月8日に6.45近辺まで人民元が上昇したときは、当局が為替先物規制を緩和^(注)し、その後人民元は元安に転じていた。この為、6.45に近づくに連れて、当局が前回同様何らかの策を講じるとの警戒感から、次第に上値は重くなりそうだ。

こうした中、PBOCは12月29日に旧正月(2月16日から)に向けて、一時的な流動性ファシリティを設定すると発表した。対象の商業銀行は預金準備率(現行17%)を30日間、最大2%引き下げることができる。旧正月に現金需要や資金決済需要が集中するため、商業銀行の手元資金を厚めに維持することが目的だ。昨年も旧正月を前に資金調達コストが約10年ぶりの水準まで急騰し、PBOCは一時的な流動性支援を行っていた。今回は昨年に比べ発表時期も早かったことに加え、対象銀行(前回は大手銀行5行のみ)も多い。その為、これから旧正月にかけて市場金利が急上昇し、連れて人民元が短期的に急騰するリスクは後退している。

(注) 中国人民銀行(以下、PBOC)は2015年9月より続けてきた為替先物取引規制の見直しを発表した。マーケットメーカーはそれまでオンショア市場で為替先物取引(対顧客取引におけるドル買い・人民元売りサイドに限定)を行う際に想定元本の20%を、為替予約準備金としてPBOCに無利息で1年間預け入れることが義務付けられてきた。当該準備金から発生するコストは対顧客レートに織り込まれることから、ドル買い・人民元売り為替レートが市場実勢比で相応に悪化。顧客のドル買い・人民元売り意欲を削ぐことを通じて、人民元安圧力の抑制を図る効果があった。この為替予約準備金を現行の20%から0%に引き下げることを通じた。

(1月5日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2017.12.25	6.5745	6.5372～ 6.5745	6.5404	-0.0283	5.7802	-0.0180	0.83620	-0.0049	7.8205	0.0264	2.8000	3436.00	-17.29
2017.12.26	6.5425	6.5330～ 6.5595	6.5440	0.0036	5.7825	0.0023	0.83745	0.0012	7.7755	-0.0450	2.9000	3462.26	26.26
2017.12.27	6.5440	6.5435～ 6.5614	6.5555	0.0115	5.7966	0.0141	0.83925	0.0018	7.7863	0.0108	2.8500	3430.21	-32.05
2017.12.28	6.5560	6.5292～ 6.5603	6.5348	-0.0207	5.7963	-0.0003	0.83590	-0.0034	7.8063	0.0200	6.0000	3453.05	22.84
2017.12.29	6.5325	6.5050～ 6.5325	6.5120	-0.0228	5.7858	-0.0105	0.83285	-0.0031	7.7959	-0.0104	3.0900	3464.32	11.27
2018.1.2	6.5030	6.4911～ 6.5058	6.4967	-0.0153	5.7841	-0.0017	0.83075	-0.0021	7.8286	0.0327	3.0700	3507.38	43.06
2018.1.3	6.4988	6.4960～ 6.5118	6.5017	0.0050	5.7898	0.0057	0.83147	0.0007	7.8276	-0.0010	2.9000	3529.47	22.09
2018.1.4	6.5070	6.4948～ 6.5117	6.4968	-0.0049	5.7740	-0.0158	0.83108	-0.0004	7.8224	-0.0052	2.7000	3546.63	17.16
2018.1.5	6.4810	6.4788～ 6.4910	6.4851	-0.0117	5.7344	-0.0396	0.82948	-0.0016	7.8162	-0.0062	2.6900	3552.81	6.18

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

新反不正当竞争法と商業賄賂の認定

<要旨>

- 反不正当竞争法の改正によって、商業賄賂行為の認定に重大な変化が生じる可能性がある。
- 具体的には、①商業賄賂の目的の変更、②商業賄賂の対象者の変更及び③「セーフハーバールール」の新設により、商業賄賂行為の認定に変化が生じる可能性があり、特に②により、事業者間における直接的な経済上のやり取りが商業賄賂行為から除外される可能性がある。
- もっとも、中国で事業を行う日系企業においては、内部管理制度の強化及び従業員への研修などを通じて、従業員に商業賄賂行為が発生する可能性を徹底して断つとともに、従業員に商業賄賂行為が発生した場合であっても内部管理制度違反による従業員の個人的な行為であることを証明可能なように準備しておくことが重要である。

1. はじめに

日本の不正競争防止法に相当する中国の「反不正当竞争法」¹（以下改正前の反不正当竞争法を「旧法」、改正後の反不正当竞争法を「新法」といいます）は公正な市場競争の秩序を守る重要な法規の一つであり、公共の利益、事業者の利益及び消費者の利益のバランスを図る法規でもあります。旧法は、1993年に施行されてから24年間改正されていませんでしたが、2017年に初めての改正がなされ、新法は2018年1月1日より施行される予定です。新法の中でも商業賄賂条項に対する改正について注目が集まっており、今回の改正によって商業賄賂行為の認定に重大な変化が生じ、事業者にも多大な影響を与える可能性があるとされています。このため、本稿では、新法の商業賄賂に関する改正点を、商業賄賂行為の認定への影響を中心にをご紹介します。

2. 新旧法における商業賄賂行為についての規定

まず、新法及び旧法の商業賄賂行為に関する条文を抜粋致します。

新法	旧法
第七条 事業者は財産物品又はその他の手段を用いて次の各号に掲げる組織又は個人に賄賂を贈り、取引機会又は競争優位を得ようとしてはならない。 (1) 取引相手方の従業員。 (2) 取引相手方の委託を受けて関連の事務手続を行う組織又は個人。 (3) 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織又は個人。	第八条 事業者は財産物品又はその他の贈賄手段を用いて商品を販売又は購入してはならない。相手組織又は個人に記帳しないリベートを与えた場合、贈賄行為とみなして処断する。相手組織又は個人が記帳しないリベートを受け取った場合、収賄とみなして処断する。 事業者は商品を販売又は購入する場合、明示の方式によって相手側に割引を与え、仲介人にコミッ

¹ 主席令第77号、1993年9月2日公布、同年12月1日施行、2017年11月7日改正公布、2018年1月1日改正施行

事業者は、取引活動において、明示の方法により取引相手方に割引を行い、又は仲介人にコミッションを支払うことができる。事業者は、取引相手方に割引を行った、仲介人にコミッションを支払った場合、事実通りに記帳しなければならない。割引又はコミッションを受けた事業者も事実通りに記帳しなければならない。

事業者の従業員が賄賂を贈った場合、事業者の行為と認定しなければならない。但し、事業者に当該従業員の行為が事業者の取引機会又は競争優位の獲得と無関係であることを証明する証拠がある場合を除く。

第十九条 事業者が本法第7条の規定に違反して他人に賄賂を贈った場合、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上300万元以下の過料を科す。情状が重大である場合、営業許可証を取り消す。

シオンを与えることができる。事業者は相手側に割引を与え、仲介人にコミッションを与えた場合、必ず正確に記帳しなければならない。割引又はコミッションを受けた事業者は必ず正確に記帳しなければならない。

第二十二條 事業者が財産物品又はその他の手段を用いて贈賄することにより商品を販売し又は購入して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成していない場合、監督検査部門は情状により、1万元以上20万元以下の過料を科することができる、違法所得があるときは没収する。

3. 新法の商業賄賂行為の認定への影響

新法の商業賄賂行為の認定への影響は、主に次の三つの面において具体的に示されていると考えます。

(1) 商業賄賂の目的の変更

旧法では、商業賄賂の目的として商品の販売又は購入が挙げられていましたが、新法では、商業賄賂の目的が「取引機会又は競争優位を得ようとする」とこととされました。商品の販売又は購入は取引機会又は競争優位を獲得した後の具体的な行為であり、当該具体的な行為に至る前の目的も、商業賄賂の目的に含まれることとされた点が注目に値します。

(2) 商業賄賂の対象者の変更

旧法では、商業賄賂の対象者は「相手組織又は個人」とされていましたが、新法では、商業賄賂の対象者は、①「取引相手方の従業員」、②「取引相手方の委託を受けて関連の事務手続を行う組織又は個人」、③「職権又は影響力を利用して取引に影響を与える組織又は個人」という3種類の組織又は人員となっています。

上記における新法と旧法の比較から、新法では取引相手方を商業賄賂の対象者から除外していることがわかります。この変更については、通常、商業賄賂においては、贈賄者、収賄者、及び収賄者によって利益の提供がなされてしまい損害を被る取引相手方の三者によって構成されるという構図を反映させたとの見方や、対象者の変更によって、事業者間の営業行為、販売戦略、商慣習などを商業賄賂と区別し、商業賄賂の本質が個人又は組織の（「取引相手方」に対する）忠誠義務、勤勉義務及び責任を果たす義務の違反又は自己の利益と職務の交換であることを反映させたとの

見方などがあります。

いずれにしても、この変更によって、事業者間における直接的な経済上のやり取り（例えば事業者が相手組織に対して行う寄贈、賛助費など）が商業賄賂行為から除外される可能性があると考えられます。

この変更がもたらしうる影響について、具体的な事例（「国家工商行政管理総局独占禁止と反不正当竞争法執行局」公開の事例²⁾）を用いて検討をしてみます。

<事例：贈呈を伴う販売行為の商業賄賂案件>

当該案件では、江蘇省常州市の某小売業者が販売店との間で、販売数量に基づいて販売店に製品を贈呈する取り決めをし、そのほとんどが一つ購入すると一つ贈呈する、又は二つ購入すると一つ贈呈するとの基準で実施されていました。そうしたところ、法執行機関によって、当該行為は商業賄賂行為であると判定され、某小売業者は処罰されました。

当該案件が旧法の下において商業賄賂行為と認定されることに問題はありません。しかし、新法の下では、当該案件における製品の贈呈を伴う販売の対象者が取引相手方であり、取引相手方は新法では商業賄賂の対象者ではないため、商業賄賂を構成しないと判断される可能性があります。

もっとも、新法による商業賄賂の対象者の変更とこれまでの法執行機関（主に工商行政管理部門）の商業賄賂行為に対する認識との間には大きな差異が存在しています。商業賄賂の法執行実務がどのように運用されるかについては、現時点では不明確であり、今後の工商行政管理部門による細則又は公開事例等を待たざるを得ないと考えます。

(3) 「セーフハーバールール」の新設

新法では、旧法には存在しなかった従業員の贈賄行為を事業者の行為とみなす旨が追加されました。この点につきましては、旧法の下においても、工商行政管理部門の細則である「商業賄賂行為の禁止についての国家工商行政管理総局の暫定規定」³⁾（以下「商業賄賂規定」といいます）第3条に同趣旨の規定がありましたので、従業員の贈賄行為が事業者の行為とみなされることになっていました。

もっとも、新法では商業賄賂規定とは異なり、但書において、いわゆる「セーフハーバールール」を新設し、事業者において、従業員の行為が事業者の取引機会又は競争優位の獲得と無関係であることを証明することにより、事業者の行為とみされることを覆す余地を事業者に与えている点が注目に値します。

4. その他の商業賄賂に関する変更（罰則の強化）

旧法においては、商業賄賂によって獲得できる利益と比べて商業賄賂の違法コストが低いことから、商業賄賂行為が後を絶ちませんでした。新法では過料の金額を1～20万元から10～300万元にまで引き上げるとともに、営業許可証を取り消す処罰が追加され、商業賄賂の違法コストを増加させています。

²⁾ http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdjz/dxal/201605/t20160506_205786.html

³⁾ 国家工商行政管理総局令[第60号]、1996年11月15日公布、同日施行

5. おわりに

新法の商業賄賂に関する改正は、商業賄賂行為の性質に対する立法者の認識の転換を反映していると考えられます。また、この転換によって事業者間の直接的な経済上のやり取りが直面する商業賄賂のリスクは小さくなる可能性があります。

もっとも、今後の商業賄賂の法執行実務がどのように運用されるかは現時点では不明確であり、いずれにしても、贈賄側については従業員の行為によって商業賄賂と認定されるリスクが存在することに変わりはありません。他方で、「セーフハーバールール」の新設により、従業員による商業賄賂行為が発生した場合であっても、事業者としての責任を免れる余地があることが明確にされました。このため、中国で事業を行う日系企業においては、内部管理制度の強化（取引先との関係の管理、資金使用の審査承認等の制度等）及び従業員への研修などを通じて、従業員に商業賄賂行為が発生する可能性を徹底して断つとともに、従業員に商業賄賂行為が発生した場合であっても内部管理制度違反による従業員の個人的な行為であることを証明可能なように準備しておくことが重要であると考えます。

黒田法律事務所

弁護士 鈴木龍司

中国弁護士 鄭 郁

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2018年2月10日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZII6Qe>